

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 平成28年3月3日(木) 午後3時00分

○場 所 全員協議会室

○協議事項

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

議案第43号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

2 その他

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	中原	巳年男	君
委員	金田	興一	君	委員	小澤	彰一	君
委員	篠原	敏宏	君	委員	平間	正治	君
委員	村田	茂之	君	委員	横沢	英一	君
委員	西條	富雄	君	委員	金子	勝寿	君
委員	山口	恵子	君	委員	牧野	直樹	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	永井	泰仁	君
委員	中村	努	君	委員	丸山	寿子	君
委員	柴田	博	君				

○欠席委員

委員 中野 重則 君

○説明のため出席した理事者・職員

子ども教育部長 岩垂 俊彦 君 生涯学習スポーツ課長 中野 昭彦 君
スポーツ推進係長 田下 高秋 君

○議会事務局職員

事務局長 百瀬 恵一 君 事務局次長 青木 隆之 君
議事調査係長 上村 英文 君

午後2時59分 開会

○委員長 それでは、本会議終了後の大変お疲れのところとは思いますが、ただいまから3月定例会新体育館に関する特別委員会を開会をいたします。この際申し上げます。中野重則委員より、所用のため欠席する旨の届け

出があります。また、小澤彰一委員より所用のため遅れるとの届け出がありますので、御了承願います。また、審査に関する発言につきましては、委員、職員とも全てマイクを使用させていただきようお願いをいたします。

それでは、審査に入る前に部長から挨拶を受けることといたします。

部長挨拶

○**こども教育部長** 本日は、大変お忙しいところ、新体育館に関する特別委員会を開催いただきありがとうございます。平成27年度塩尻市一般会計補正予算、平成28年度塩尻市一般会計予算につきましての新体育館につきまして、御審査をよろしく申し上げます。

○**委員長** それでは、審査に入ります。当特別委員会に付託された議案は、委員会付託案件表に記載のとおりであります。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行に御協力願います。

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

○**委員長** それでは、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算歳出10款教育費中、当特別委員会に付託された部分についてを議題といたします。説明を求めます。

○**生涯学習スポーツ課長** 予算書の322ページと、予算説明資料は50ページになりますので、ごらんをいただきたいと思います。10款教育費6項保健体育費2目体育施設費でございます。322ページの一番下の白丸になりますけれども、新体育館建設事業4,150万円、来年度予算お願いするものでございます。予算の中身でございますけれども、上から4つ目になります。黒ポツでございます。不動産鑑定委託料49万5,000円でございますけれども、これは、建設地の用地取得に係る不動産鑑定委託料になります。それからその次の黒ポツ、基本設計委託料2,782万1,000円でございます。このたびの予算計上につきましては、今後年次計画で進めていきます基本設計、それから実施設計、建築工事と年次を追って進めていくわけでございますけれども、現在のところ事業手法がまだ決まっていない段階でございますので、従来の単体発注ベースでの基本設計の委託料ということで予算を計上させていただいております。委託の内容でございますが、現在策定中の基本計画をもとにいたしまして、実施設計の前段階に行うものということで基本設計という形になりますけれども、敷地内の施設の具体的な検討、それから配置計画、基本設計図の作成、概算工事費の歳出、基本設計説明書の作成、建築に係る基本設計というぐあいになります。続きまして、次の黒ポツ、測量調査委託料1,306万8,000円でございますけれども、これにつきましては、現地踏査、現況の測量、それから構図調査及び図面の作成、境界の確認、用地平面図の作成、それから補償調査、それから地質調査等の、係る委託料ということで計上をさせていただきました。以上でございます。

○**委員長** 説明が終わりました。質疑を行います。ありませんか。

○**中村努委員** 基本設計委託料の関係になろうかと思いますが、今、手法が決まらないので単体での基本設計委託ということだったんですが、前回の特別委員会でも説明があつて、質問もさせていただいたんですが、その手法によって農地転用の可否っていうのが変わってくるというお話でしたけど、それっていうのは、聞けばわかる

ことなのか、何か審査を受けるような手間がかかる仕事なのか、その辺いかがですか。

○生涯学習スポーツ課長 事業手法いろいろございますけども、例えば基本設計と工事のほうを一緒に行う場合もございますし、いわゆるPFIと言われる事業手法もございます。その中で、前段、県との事前協議をしてございますけども、その辺の話もさせていただきましたが、やはり具体的にどういった手法でやりたいというのが明確にならないと、県のほうも判断ができない部分もあるのでということでお話をいただいておりますので、基本計画の中で事業手法を検討させていただいて事業手法の決定をしていくわけでございますけども、その決定に至る段階の中でもですね、私どものほうで、事前にこういった手法であれば今の規制の関係はクリアできるのか、そういったところは県のほうと事前で調整をさせていただきますので、なるべくそこでスケジュール的に時間をとらないような形でですね、進めていきたいというふうに思っております。

○中村努委員 そうすると、機械的に市が直営で、市が単体でやる場合しか農地転用は認められませんよっていうことが機械的に出るわけではなくて、実際、手法をこれ、基本設計の中で幾つか示して県と協議ということになるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 従来どおり単体でやる場合はですね、これは問題なく規制のほうはクリアできるということでございますけども、今言ったような形で、いわゆる私どもが建てて管理をしていくということが、規制をクリアする前提条件、一つありますので、具体的にやはりその手法が決まらないと、県との具体的な話ができないということなんですけど、ちょっと済みません。

○中村努委員 ということは、PFIなり指定管理者制度を前提とした基本計画であっても、農地転用が不要になる可能性もあるというふうに受け取ればよろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 事業的には、そういうことでもあるというふうに思ってますし、ただ、それがやはり協議の中での話ですので、確定ではございません。

○柴田博委員 基本設計委託料ですけれども、千円単位までの細かい予算額になってるんですが、これを算出するに当たっての基本的な数字っていうのは、何か別にあるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 一般的に、建築工事に係る積算、こういった委託の積算基準がございますので、そういったところで私どものほうで積算をさせていただいて、今回の場合、千円単位までちょっと出させていただいたということでございます。

○柴田博委員 それは今の現状での、例えば総予算の何%とかっていう、そういう感じですか。それともそうでないなら、もう少し説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ課長 国交省のほうでですね、そういった積算の基準がございますして、こういった、今言いますと体育館の場合には、運動場という区分、運動施設という区分がございますして、そういった区分の中で基本設計をする場合にはどのくらいになるかっていうことの基準がございますが、その基準にのっとり見積もりをしているということでございます。

○柴田博委員 基準になる額、例えば、面積がこれくらいだからこれくらいになるとか、総額がこれくらいだから基本設計の委託料はこのくらいになるとかっていう、そういう基本的基準になる額が、何か金額があるならそれをちょっと教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 係長のほうから。

○**スポーツ推進係長** 基準につきましては、建築士が、体育館について基本設計をやるのに何人工という部分で規定をされておりますので、今回の6,300平米規模の体育館の人工数で計算をしたものになります。

○**柴田博委員** いいです。

○**委員長** いいですか。ほかに。

○**平間正治委員** そもそも手法が逆じゃないかとは基本的に思うんですよね。手法が決まってないのに、どうしてこういう予算が計上されてくるのかっていうところがあるんですよ。今、中村委員の話にあった規制の問題もそうですし、例えばPFIでやるようになった場合にですね、そもそもPFIで本当にやる気があるのか、いつこれは決めるんですかね、じゃあ。いつまでに。

○**生涯学習スポーツ課長** 基本計画を5月末までに決めたいというふうに思ってますんで、それまでには決定したいと思ってます。

○**平間正治委員** じゃあ、例えばPFIでやるようになった場合にね、この基本設計をもとにやる会社っていうか、その事業者がそのとおりにやるっていうことです。向こうでまた違った面が出てくれば、考え方が出てくれば、この基本設計も直さなければいけないって可能性、いわゆる手戻りになってくる部分はあるかと思うんですけれども、そういうことはあり得ないですか。

○**生涯学習スポーツ課長** 基本設計を単体ですぐやるということではなくて、PFIなり、例えば先ほどお話ししました設計施工という形もありますので、1回私どもで基本設計を単体で組んで、その上にまたやるっていうことはございませんけども、そういう回答でよろしいですか。

○**平間正治委員** 基本設計だから、逆に言うとどういう形になっても実施設計の中で、実施設計のときに調整すればいいってそういう話ですか。だから基本設計は、今、単体でやろうがPFIに出そうが最低限の範囲で基本設計は組んであって、よしんばですね、PFIでやる場合には、ちょっとやり方が変わる場合に、その設計が変わる場合には、実施設計の段階で修正すればいいって話。その順番の話なんです。だから、そもそもの手法が早く決まればそれにこしたことはないですよ。だから、もしそういう食い違いがあったときは、いつ直すのかってそういう話で、そういうことはあり得ないって話でいいんですね。どういう手法を取っても、基本設計が変わるとか。

○**生涯学習スポーツ課長** 基本設計からですね、実施設計に移る段階で、それが大きく変わるっていうことは全く想定はしないっていうか、そういうことはならないようにしなければいけないと思ってますし、そうはならないものでございます。ちょっと、その返事につきましては。

○**平間正治委員** じゃあ、ぜひそうならないようにしてください。

○**委員長** ちょっと柴田委員、待ってくれる。金子委員。

○**金子勝寿委員** 済みません、関連で聞いてしまったほうがいいと思うので。PFI出てますけど、具体的に本当にこの金額で、いわゆるPFIだとVFMと言われるバリュー・フォー・マネーをどのぐらい出すのか、いわゆる15%以上、公がやるよりもコストがカットして、かつ時間的にも少なくなるという話をきちんとしていないといけないというのは、多分研究なさってわかってると思うので、その辺早めに決めないと、なんかコストが安くなるんじゃないかっていう妄想が先行ってしまったりとかいうことになりかねないと思うんですね。その辺の方針を、例えば県内でっていうか、全国的に体育館PFIでやったのは、加古川市とか、わずかな例しかな

いですし。もっと言えばPFIでやる場合、民間が運営を指定管理者以上に携わると、それによってコストがカットできるっていう部分を、設計の中まで話をしなきゃいけないので、じゃあ、それをできる企業がこの県内にあるのか。ちょっと名前出しちゃいけないですけど、例えば松本平だと松本土建さんとか、いわゆる、信州スカイパークとかを見ているような実績があるところが、もうPFIでもやってもいいよというぐらいの話までできてるのか、その辺がないのに、なんかPFI、PFIっていう名前だけここんとこ出てきてるので、その辺は逆に議会から言えば、ちゃんと方針をもう決めていただいたほうがいいのかなと、平間委員と同じですが。正直言うてうちの市でやったこともないのに、やるのかやらないのかっていうの、これ、トップの判断なので、きょうどこまで答弁できるかわかりませんが。もし決めるなら早くしないと1年以上かかりますので、いわゆるVFMを出すのは。したがって、もしPFIでやるならVFMがいわゆる15%以上、公がやるよりも人件費も建設費もトータルで50年間でカットできるというところまで数字的に出していただいてPFIって使っていただけないと、ちょっと指定管理と変わらないのかなというふうに思っています。

○**こども教育部長** 確かに御指摘のとおりで、うちのほうもですね、ただPFIの手法をですね、全く考えないということではなくてですね、今、可能性は探して、しかも、即この今月中にですね、具体的なものも打ち合わせをする部分もあります。ただ可能性というのはゼロではないもんですから、それを出してやるということで、もう少しそこは研究させていただきたいということでございますので、御理解をお願いいたします。

○**委員長** いい、金子委員。

○**金子勝寿委員** はい。

○**委員長** それじゃ、いいですか。

○**柴田博委員** 当初予算案でこの額を決めるわけですけども、実際に基本設計を委託する時期というのはいつごろを予定してるわけでしょうか。

○**生涯学習スポーツ課長** 5月までに基本計画を定めたいと思っていますので、その中で事業手法が決まってまいりますので、それ以降という形になりますけども、ただ、その事業手法によっては、まだこれ基本設計以外にも、もしかしたらやらなきゃいけない部分も出てくるかもしれませんので、なるべく早い段階で発注をしていきたいというふうに思っていますけど、中旬以降になると思います。

○**柴田博委員** 予算案としてはこの額で決めるけれども、実際には、その整備手法が決まってから委託先を決めるということで、いいです。

○**生涯学習スポーツ課長** はい。そのとおりでございます。

○**委員長** いいですか。

○**永井泰仁委員** 測量の調査委託料ですが、地質や何かはよくわかりますが、今回の現況測量の中で、境界杭の立ち会いをやるっちゃうことは、一筆丈量測量で、これがいわゆる登記所へ出す所有権移転登記の精度の図面をここでつくってしまうってことですか。内容について。

○**生涯学習スポーツ課長** 用地買収に係ることでございますので、そういった詳細な部分の測量図という形になります。

○**永井泰仁委員** だでさ、この成果品っていうものは、所有権移転登記のときに使える法務局へ出せる精度の図面で発注するかどうかっていうことです。

○生涯学習スポーツ課長 じゃあ、係長。

○スポーツ推進係長 そのとおりでございます。登記できる、登記にたえ得る図面を今回つくっていく計画としております。

○永井泰仁委員 それからこの地質調査ですが、単に地質調査っていっても非常に幅広いですが、これは、一般的に言うボーリング調査というそういう判断でしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 はい。ボーリングを予定しております。

○委員長 いいですか。

○永井泰仁委員 じゃあ、もう1個。さっきから、ほかの委員からも出ておりますが、とにかくこの測量や何か発注する前に、この基本設計のね、委託に入る前にどういう手法ですか、指定管理者なのかPFIか、何ですか、直営ってことはまずないでしょうけども貸館きりじゃだめだという、そういう体育館の利用の注文がついてるもんでね、この辺のところをできるだけ早く話を詰めて、そしてこっちの議会にも話をしたり、それから県のほうもね、どうせならスムーズに許可をもらったほうがいいもんですから、その辺のところはちょっと大変かもしれませんが、順序を違えないように、みんなほかの委員も反対してるんじゃないでね、途中まで行ったら急にまた方向転換で、実はこういうふうだなんていうことにならないように、ここんどこ大変かもしれませんが、その辺の感触がつかめるくらいまで、しっかりとした運営やいろいろをね、ぜひ早急に。ここんどこ、うんと大事なもんですから、詰めてほしいと思います。これは要望です。

○委員長 ほかにいかがですか。ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第33号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算歳出10款教育費中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第43号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

○委員長 議案第43号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)、歳出10款教育費中、当特別委員会に付託された部分についてを議題といたします。説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、議案第43号の補正予算書ですね、111ページをごらんいただきたいと思います。10款教育費6項保健体育費2目体育施設費の、111ページで上から白丸4つ目になりますけども、新体育館建設事業20万6,000円の減額でございます。これにつきましては、9月の議会で補正をお認めいただいた452万6,000円でございますけども、入札によりまして事業費が確定による減額でございます。以上でございます。

○委員長 説明が終わりました。質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第43号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第43号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）歳出10款教育費中、当特別委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上により、付託された案件の審査は全て終了いたしました。部長から挨拶があればお願いいたします。

部長挨拶

○こども**教育部長** 本日は、慎重審査ありがとうございました。今後とも、新体育館建設に向けてよろしく願います。どうもありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、特別委員会を閉会といたします。まことに御苦労さまでした。

午後3時20分 閉会

平成28年3月3日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印